

埼玉県家計改善支援事業実施要綱

1 事業目的

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、支援対象者とともに入計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、支援対象者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

(1) 支援対象者

「埼玉県生活困窮者自立支援法に係る支援調整会議及び支援決定実施要領」に基づき県福祉事務所の支援決定を受けた者とする。

(2) 家計改善支援員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者（ただし、当分の間は、この限りでない。）で、かつ、社会福祉士やファイナンシャル・プランニング技能士等である者や、消費生活相談業務などの実務経験を有する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる者を配置する。

(3) 家計改善支援員の支援内容

ア 家計管理に関する支援

支援対象者とともに入計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を支援対象者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った支援対象者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、町村役場又は県の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じ法テラス等へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

支援対象者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、支援対象者の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ 県内各市の家計改善支援員の資質向上に関すること。

カ 支援調整会議への参加に関すること。

キ その他家計改善に関すること。

(4) 支援方法

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や支援対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

支援対象者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、支援対象者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、支援対象者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施に当たっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

支援対象者の状況に応じて、3（3）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援事業の相談支援員との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、若しくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

4 自立相談支援事業の相談支援員等との連携

(1) 支援対象者に対する説明

自立相談支援事業の相談支援員又は就労支援員は、支援対象者に対して、本事業の説明を行う。

(2) 自立相談支援事業の支援員から家計改善支援員への情報提供

自立相談支援事業の相談支援員又は就労支援員は、支援対象者に関する情報を家計改善支援員に提供する。

また、県福祉事務所が支援決定を行った場合、相談支援員は直ちに家計改善支援員にその旨を連絡する。

(3) 自立相談支援事業の支援員等の同行訪問

家計改善支援員が支援対象者宅を訪問する際には、必要に応じ自立相談支援事業の相談支援員、就労支援員又は就労準備支援員が同行することができる。

(4) 家計改善支援員から自立相談支援事業の支援員等への支援状況に関する報告

家計改善支援員は、自立相談支援事業の相談支援員、就労支援員又は就労準備支援員に当該世帯の支援に関する情報を定期的に報告する。

5 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添4）及び「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」（平成30年9月28日厚生労働省告示第343号）を踏まえるものとする。

(2) 本事業による支援を受けている者が被保護者となった場合は、自立支援専門員が支援を引き継ぐなど、県福祉事務所と連携を図り、支援が継続するよう配慮する。

(3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。